「条件変更対応保証制度」の創設について

このたび「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」が施行されました。これに伴い、金融機関からの借入に関する返済条件の見直しを行う際に必要となる資金の保証を行うことにより中小企業者の債務の弁済に係る負担の軽減を図り、もって中小企業者に対する金融の円滑化を促すことを目的として「条件変更対応保証制度」が創設されましたので、制度の概要をお知らせします。

【制度の概要】

取扱期間	平成２１年１２月１５日から平成２３年３月３１日
対象者	原則として、保証申込時点において公的金融（日本政策金融公庫、商工組合中央金庫等による貸付等）および信用保証協会による保証の利用がない中小企業者
申込方法	金融機関経由保証に限る
保証限度額	１企業者: ２億８，０００万円（無担保保険にかかる保証の８，０００万円を含む） １　組　合：４億８，０００万円（無担保保険にかかる保証の８，０００万円を含む） 　ただし、保証申込時点における取扱金融機関による貸付（以下「借換対象貸付」という）の元本残高を限度とする
保証割合	４０％（割合保証）
保証期間	延長を含め、最長３年
保証料率	年０．８８％（保証金額に対し年２．２０％）
取扱金融機関	本制度にかかる覚書を当協会と締結している金融機関
資金使途	借換対象貸付の元本残高の決済資金に限る
貸付形式	証書貸付または手形貸付
返済方法	一括返済または分割返済
貸付金利	金融機関所定利率 　ただし、借換対象貸付にかかる利率より低い利率を適用する
担保･保証人	借換対象貸付にかかる担保・保証人と同一の条件とする
必要書類	通常の添付書類のほか、下記の書類が必要となります ①保証債務の消滅に関する同意書 ②借換依頼書 ③返済条件説明書 ④経営改善計画書 ⑤金利説明書